

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2. 内 容

目標1：法を上回る取組として、子の看護等休暇が中学校就学前まで利用できることを周知し、取得実績を男女とも（対象となる層の）50%以上とし、働きやすい職場の提供をすることにより、子育て中の職員の定着を図る。

〈取組内容〉

- 令和 7年 4月 ～ 育児・介護休業規程を職員へ周知徹底し、制度の利用を促進する。
- 令和 7年10月 ～ 対象職員と面談し、仕事と家庭の両立状況を把握、相談し、制度の利用を促進する。
- 令和11年12月 ～ 実施結果の反省点等を分析する。

目標2：労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を6日以上とすることを図る。

〈取組内容〉

- 令和 7年 4月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和 7年12月 ～ 年間取得管理表により定期的に取組状態を周知する。
管理職に対し、仕事と家庭の両立への理解のための研修会を開催する。
- 令和11年12月 ～ 実施結果の反省点等を分析する。